

2020年6月30日

安倍晋三 内閣総理大臣
高市早苗 総務大臣
加藤勝信 厚生労働大臣

〈担当部局〉

総務省自治行政局地域政策課特別定額給付金室 御中

厚生労働省社会援護局地域福祉課 生活困窮者自立支援室 御中

ねる会議
渋谷・野宿者の生存と生活をかちとる自由連合(のじれん)
聖公会野宿者支援活動・渋谷
女性ホームレスグループ・ノラ
山谷労働者福祉会館活動委員会
山谷争議団・反失業闘争実行委員会
夜まわり三鷹

連絡先： 東京都渋谷区

ホームレス等に対する特別定額給付金についての再要望

2020年5月20日の総務省自治行政局地域政策課特別定額給付金室との交渉において、私たちは、ホームレス状態の人びとすべてが特別定額給付金を受給できることを要望した。しかし、一月ほど経過した6月17日に出された通知「ホームレス等に対する住所認定の取り扱いについて」（以下、617通知）は、「住民票がいずれの市区町村にあるか不明」な場合について職員に積極的な対応を求めていることは評価できるが、肝心の「いずれの市区町村にも住民票がない」場合について、ほとんど進展がないと言わざるを得ない。

617通知に新たに例示された、簡易宿所・寝所提供施設・無料低額宿泊所・シェルター・支援団体の施設は、渋谷区などでは従前から住民登録を行っており新味はない（注）。施設などへの入所という、給付金に関連のないことが依然として受給の実質的な条件となっているかのようであり、この通知がホームレス等に対する給付金対策であるならば是認できる内容ではない。

以下、要望する。

1 いずれの市区町村にも住民票がない場合について

私たちも含め様々な当事者・支援団体や自治体より、給付方法について、すでに様々な提案がなされている。たとえば、福祉事務所やテントなどでの特例的な住民登録、住民登録を削除された最終住民登録地の役所における給付、戸籍の附票や住基ネットを利用した本人確認の上での現在地役所における給付など、である。

施設などへの入所を条件とすることは、給付金を誘因とした貧困ビジネスの横行を引き起こす可能性もあるが、これらの提案は、そのような懸念を回避する内容でもある。

ホームレス状態にあるすべての人びとが、現状の生活のままでも特別定額給付金を受給しうる措置を講じることを要望する。

2 避難事例の確認書の取得について

現在のスキームでは、世帯主ではなく世帯員が受給するには、確認書が必要とされている。確認書の発行は、公的機関やDV被害者支援を行っている民間支援団体による支援を受けている者を対象としており、その他の事例の場合は、同等の事情が認められることを発行主体が判断することになっている。

しかし、ホームレス等は自宅などから避難する事情があることを強く推認できることから、過重な説明をさせることなく確認書を発行することを要望する。また、男性など女性以外の性別から避難事例の申し出について、窓口がなかったり不明であったりする例が見られるので、確認書の発行主体に対して適切な対応を周知することを要望する。

3 遠方に住民票がある場合について

遠方に住民票があるなど、やむを得ない事由で当該申請書を受領することが困難であるときには、現在のスキームでは、住民登録している役所に対して、申請書の再発行及び現在の居住地等への送付を依頼することになっている。また、渋谷区は、住民登録地の役所から申請書を渋谷区の窓口へ送付して手交することや給付金を支給することを認めている。

そこで、現在地の役所窓口において、住民登録地の役所に対する職員による連絡、申請書の手交・申請、口座がない場合は住民登録地の役所から現金書留などを利用した給付金の手交、を行えるように全国的に統一することを要望する。

4 本人確認について

窓口での本人確認については、顔写真付きの証明書の提示が望ましいとされているところ、総務省「Q&A集」（2020年5月8日版）においては、それと「同水準の心証形成がなされるのならば健康保険証等でも可能」とされている。617通知において、住民登録時の本人確認が証明書によらず住民基本台帳ネットワークを活用して職員による質問・聴

聞で可能とされている。

給付金における窓口での本人確認について、617通知に準ずることを明確にすることを要望する。

5 「住民票がいずれの市区町村にあるのか不明である」場合について

給付金手続きの中で、本人確認の上、現在地の役所の職員が住民基本台帳ネットワークを活用するなどして、住民登録について探索し本人に知らせることを要望する。

6 施設などの住所認定について

617通知の3で例示された施設、ほか、ホテル等に生活の本拠をおく場合の住所認定にあたって、施設管理者または、自治体がこれを妨げることがないように、全国的に指示及び指導を徹底することを要望する。

7 申請期限について

申請書の郵送開始から3ヶ月（渋谷区の場合、8月25日）が申請期限となっている。しかし、ホームレス等に対しては申請をできる条件が整備されないまま、すでに1ヶ月が経とうとしている。また、今後も調整に時間がかかる可能性も否定できない。さらに、各種メディアの情報に触れる機会がない人が多いため周知に時間がかかることも勘案すべきである。

現在、住民票がない状態の人に対して、申請期限を今年度末まで延長することを要望する。

8 特別定額給付金室より自治体への通知について

617通知は、総務省自治行政局住民制度課からの発出だった。1～7の要望を踏まえて、総務省自治行政局地域政策課特別定額給付金室から、ホームレス等に対する新たな通知を「超特急」で発出することを要望する。

注一ホームレス自立支援センターは、就職活動を前提としており利用回数に制限があるほか、多くの自治体で、ホームレス状態にある困窮者すべてを受け入れるには数が不足している（東京都の場合、2019年実績で、概数調査の結果1037名いる都下のホームレス人口に対して361床）。無料低額宿泊所は、貧困ビジネスの温床になっており、相部屋が多いなど新型コロナの感染リスクを避けることができないほか、生活保護の扶助費の大半を施設に持っていかれる、南京虫などの衛生害虫がいる、職員などによる暴行などを理由に、利用を望まない方々が多数存在する。また簡易宿所には、居住者に当該施設への住民登録を認めていない施設もある。

以上